

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によつて、令和二年度前期実施技能検定について、次のとおり公告する。

令和三年三月一日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 実施する検定職種及びその等級
技能検定を実施する職種及びその等級は、次のとおりである。

検定職種	作業名	実施する等級
園芸装飾	室内園芸装飾作業	
造園	造園工事作業	
金属熱処理	一般熱処理作業 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 高周波・炎熱処理作業	一、二、三
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	一、二、三
機械加工	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 ホブ盤作業 数値制御ボブ盤作業 マシニングセンタ作業 ワイヤ放電加工作業 数値制御形彫り放電加工作業	一、二、三
金属プレス加工	金属性プレス作業	一、二、三
放電加工	曲げ板金作業 ダクト板金作業 内外装板金作業	一、二、三
鉄工	構造物鉄工作業	一、二、三
建築板金	製缶作業	一、二、三
工場板金	打出し板金作業	一、二、三
仕上げ	電気めつき作業	一、二、三
めつき	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	一、二、三
電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト作業	一、二、三
ダイカスト	機械検査	一、二
機械検査	切削工具研削	三
機械検査	工作機械用切削工具研削作業	二
電子機器組立作業	機械検査作業	二

電気機器組立て	鐵道車両製造・整備	建設機械整備	婦人子供服製造	印刷	印刷	電気・装作業	配電盤・制御盤組立作業
塗装	表装	化学分析	サッシ施工	熱絶縁施工	内装仕上げ施工	防水施工	畠製作
建築塗装作業	壁作業	表具作業	化学分析作業	ビル用サッシ施工作業	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業	FRP防水工事作業	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
金属塗装作業	噴霧塗装作業						
一、二、三	一、二	一、二、三	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二

路面標示施工	溶融ペイントハンドマークー工事作業
舞台機構調整	音響機構調整作業
写真	肖像写真デジタル作業
産業洗浄	高压洗浄作業
商品装飾展示	商品装飾展示作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業
	一、二、三
	二、三
	单一
	一、二
	三
	单一

注 実施する等級の一、二、三及び単一は各々一級、二級、三級及び単一等級を指す。

二 試験の方法

実技試験と学科試験によつて行う。

三 技能検定試験の実施期日等

1 実技試験

(一) 実施期日

令和三年六月七日（月）から令和三年九月十一（日）までの間において、別に広島県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、令和三年五月三十一日（月）に広島県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

検定職種	実施期日
(三級) 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、塗装、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	令和三年七月一一日（日）
(二級及び二級) 造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	令和三年八月一二日（日）
(三級) 金属熱処理 (單一等級) 産業洗浄	

(一級及び二級) 機械加工、鉄工、めつき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工 (二級) 商品装飾展示	令和三年八月二十九日（日）
(一級及び二級) 写真 (一級及び二級) 園芸装飾、鋸造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 (單一等級) 路面標示施工	令和三年九月一日（水）

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

四 手数料

1 実技試験

(一) 一級

検定職種ごとに表一のとおりとする。

表一

検定職種	手数料
左記以外の職種	一八、二〇〇 円
婦人子供服製造	一八、二〇〇 円

(二) 二級及び三級

検定職種ごとに技能検定を受けようとする者の年齢等に応じて表二のとおりとする。ただし、高等学校・専門学校等の在校生が、三級技能検定を受検する場合は、表三のとおりとする。

なお、表二及び表三中「三十五歳未満の者」とは、実技試験の実施期日が属する年度の四月一日において三十五歳に達していない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でない者をいう。

表二

検定職種		手数料
三十五歳未満の者	九、二〇〇 円	上記以外の者
左記以外の職種	一八、二〇〇 円	

機械検査		
婦人子供服製造	六、一〇〇 円	一五、一〇〇 円
	一五、一〇〇 円	一五、一〇〇 円

表三

検定職種	手数料
左記以外の職種	三五歳未満の者 上記以外の者
機械検査	二、九〇〇 円 一〇、一〇〇 円
	三、一〇〇 円 一二、一〇〇 円

(三) 単一等級

一万八千二百円

2 学科試験

三千百円

五 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(二) 受検手数料振込金領収書（写し）

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面（写し）

(四) 運転免許証、健康保険被保険者証その他の受検者が本人であることを確認することができる書類（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）（写し）

なお、個人番号及び被保険者等記号・番号等にはマスキング（黒塗り等）を施すこと。

2 提出先

広島県職業能力開発協会

〒七三〇一〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ五階
電話（〇八二）二四五ー四〇二〇

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 受付期間

令和三年四月五日（月）から令和三年四月十六日（金）まで

4 免除資格を有する者の受検申請

実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 申請書用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、広島県職業能力開発協会で交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記四一に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千百円）の合計額を銀行振込によって広島県職業能力開発協会に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

1 合格者の発表

合格者の受検番号は、令和三年八月二十七日（金）午前九時（金属熱処理を除く三級職種に限る）及び令和三年十月一日（金）午前九時に、広島県のホームページに掲載する。

2 合格通知

合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、広島県職業能力開発協会が令和三年八月二十七日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る）及び令和三年十月一日（金）に書面で通知する。

3 技能検定合格証書等の交付

一級又は等級に区分しないで行う技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

また、この他、厚生労働大臣から、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

八 その他

技能検定についての問合せは、広島県商工労働局職業能力開発課（〒七三〇一八五二一
広島市中区基町一〇番五二号 電話〔〇八二〕五一三一三四三一〔ダイヤルイン〕）又は
広島県職業能力開発協会にすること。